

新機能！

# TOP画面の#キーワードから知りたい情報へ即アクセス

金融機関の法務対策 6000講 Sample

- 第I巻 | 金融機関の定義・コンプライアンス・取引の相手方・預金 編
- 第II巻 | 為替・手形小切手・電子記録債権・付随業務・周辺業務 編
- 第III巻 | 貸出・管理・保証 編
- 第IV巻 | 担保 編
- 第V巻 | 回収・担保権の実行・私的整理・法的整理 編
- 第VI巻 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 編

▼ ▲

第1章 金融機関の定義・種類

- 10001 金融機関の意義・種類
- 10002 銀行の意義・種類
- 10003 銀行法の目的
- 10004 銀行の業務範囲規制
- 10005 銀行の固有業務
- 10006 ゆうちょ銀行の業務範囲規制
- 10007 信託銀行の業務範囲規制
- 10008 外国銀行の業務範囲
- 10009 その他の付随業務
- 10010 付随業務としての金銭債権の取得・譲渡
- 10011 付随業務としてのリース取引
- 10012 付随業務としてのデリバティブ取引
- 10013 情報提供業務の「その他の付随業務」該当性
- 10014 ビジネスマッチング・顧客紹介の範囲
- 10015 銀行と電子マネー発行業務
- 10016 銀行と仮想通貨
- 10017 不動産デリバティブ取引の「その他の付随業務」該当性
- 10018 銀行の証券業務範囲



一般社団法人 金融財政事情研究会

- #検査マニュアル廃止
- #相続法改正
- #民事執行法改正
- #債権法改正
- #コロナウィルス
- #金融商品取引法改正
- #FinTech
- #マネーロンダリング
- #事業再生
- #経営改善支援
- #経営者保証
- #事業継承
- #外国人との取引
- #働き方改革
- #業務効率化
- #SDGs
- #合併
- #クロスボーダー

本品はサンプル版のため、10544（第I巻 第4章 第1節 第1項）、20921（第II巻 第9章）、30417（第III巻 第2章 第2節 第1項）、40001（第IV巻 第1章 第1節）、40498（第IV巻 第1章 第4節 第1項）、50506（第V巻 第3章 第2節）の設問のみならず、収録されているデータの記述内容は旧版（金融機関の法務対策5000講）のもの

影響の大きい相続法改正もネットワーク版なら全巻分一気に網羅！

トレンドのキーワードをClick！

⚠ 開発中サンプル画面のため、内容は変更されます

# # キーワードで何に影響がある項目かひと目でわかる！

金融機関の法務対策 6000講 Sample

検索  
検索キーワードを入力

全5380項目より検索します

検索キーワードを空白で区切り、複数入力することにより、  
検索結果を絞り込むことができます。  
例：でんさい\_仕組み

地方銀行は、一般社団法人全国地方銀行協会の会員銀行であるのに対して、第二地方銀行は、一般社団法人第二地方銀行協会の会員銀行である。第二地方銀行の源流は、庶民間の相互扶助的な金融組織として広まった無尽講にあり、それが、昭和26年に制定された相互銀行法に基づき相互銀行となり、さらに、相互銀行は、平成元年2月以降、金融機関の合併及び転換に関する法律に基づき、漸次、銀行法上の銀行に転換して、第二地方銀行となり、現在は、存在しない。

信託銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、銀行法上の銀行業とともに信託業務を兼営する銀行をいう。

その他の銀行としては、インターネット銀行、決済専門銀行、ゆうちょ銀行等がある。ゆうちょ銀行は、公的金融機関であった日本郵政公社が、郵政民営化法により、平成19年10月に、民営・分社化され設立された銀行である。

外国銀行が支店形態で我が国において銀行業を営もうとするときは、内閣総理大臣の免許を受ける必要がある（銀行法47条1項）。そして、その免許を受けたときは、当該外国銀行の支店・営業所を一つの銀行とみなすものとされている（同条2項）。

銀行法上の銀行の分類であり、銀行法上の銀行は、前記のほか、長期信用銀行法に基づき、長期信用銀行は、都市銀行に吸収され、あるいは、現在は、存在しない。

#検査マニュアル廃止

#相続法改正

#債権法改正

#コロナウイルス

#事業再生

#経営改善支援

#外国人との取引

#働き方改革

#クロスボーダー

設問の最後に該当するキーワードを記載（ネットワーク版限定）

章や節をまたいで登場するトレンドのキーワードを#(ハッシュタグ)で繋げています

**!** 開発中サンプル画面のため、内容は変更されます

新機能！

## # キーワードの絞り込みサジェスト機能でより深く

「#」ボタンをClick！

金融機関の法務対策6000講 Sample

検索  
検索キーワードを入力

- #民事執行法改正
- #民事執行法改正
- #民事執行法改正 債権者代位権
- #民事執行法改正 換価方法
- #民事執行法改正 差押え

●キーワードを分割する  
例：グローバル・スタンダード → グローバル\_スタンダード

地方銀行は、一般社団法人全国地方銀行は、一般社団法人第二地方銀行協会の相互扶助的な金融組織として広まった相互銀行法に基づき相互銀行となり機関の合併及び転換に関する法律に基方銀行となり、現在は、存在しない。

信託銀行は、金融機関の信託業務の兼ともに信託業務を兼営する銀行をいう

その他の銀行としては、インターネットゆうちょ銀行は、公的金融機関であった年10月に、民営・分社化され設立され

外国銀行が支店形態で我が国において許を受ける必要がある（銀行法47条1国銀行の我が国の支店・営業所を一つ

以上は、銀行法上の銀行の分類であり通銀行以外にも、前述の相互銀行のほかた。しかし、長期信用銀行は、都市銀行は、存在しない。

#検査マニュアル廃止 #相続法改  
#事業再生 #経営改善支援  
#クロスボーダー

キーワードに関連した絞り込み検索ワードの候補を用意しています  
(ネットワーク版限定)



開発中サンプル画面のため、内容は変更されます

## 【新機能活用例】

新サービスの企画や変更など本部企画業務の検討の参考に  
自習、研修課題や試験対策の参考教材として



一般社団法人 金融財政事情研究会



本品はサンプル版のため、  
10544（第Ⅲ巻 第4章 第1節 第1項）、20921（第Ⅱ巻 第9章）、  
30417（第Ⅲ巻 第2章 第2節 第1項）、40001（第Ⅳ巻 第1章 第1節）、  
40498（第Ⅳ巻 第1章 第4節 第1項）、50506（第Ⅴ巻 第3章 第2節）の設問のみご覧になれます。  
なお、収録されているデータの記述内容は旧版（金融機関の法務対策5000講）のものです。

「検査マニュアル廃止」の  
対応に漏れは無い？



試験対策のために「相続法改正」の  
影響をおさらいしたい！



# ネットワーク版のメリット キーワード検索で知りたい情報にすぐアクセス

金融機関の法務対策6000講 Sample

1巻 金融機関の定義・コンプライアンス・取引の相手方・預金 編

①「キーワード検索」をクリック

検索  
検索キーワードを入力  
固有業務

27項目見つかりました

②検索したいキーワードを入力

10004 銀行の業務範囲規制  
銀行が行える業務の範囲はどこまでか

10005 銀行の固有業務  
銀行のみが行える固有業務の範囲はどこまでか

10009 その他の付随業務  
銀行が銀行法10条2項柱書に定める「その他の銀行業に付随する業務」として行うことのできる業務にはどのようなものがあるか

10011 付随業務としてのリース取引  
銀行が付随業務として行うことができる銀行法10条2項18号に定めるリース取引に係る業務とはどのようなものか

10013 情報提供業務の「その他の付随業務」該当性  
銀行が行う情報提供業務は、銀行法10条2項柱書に定める「その他の銀行業に付随する業務」として行うことのできる業務に該当するか

10014 ビジネスマッチング・顧客紹介の範囲  
銀行が銀行法10条2項柱書に定める「その他の銀行業に付随する業務」として行うことのできるビジネスマッチング・顧客紹介はどの範囲のものか

10016 銀行と仮想通貨

③キーワードが記載されているページタイトルが表示

## 10005 銀行の固有業務

銀行のみが行える固有業務の範囲はどこまでか

### 結論

銀行のみが行える固有業務は、預金業務、貸付業務、為替業務であるが、預金業務とあわせ行われない貸付業務は、固有業務ではない。銀行が新規商品等の開発を行う場合は、預り金や為替取引の意義をふまえて、銀行の固有業務や付随業務への該当性を確認する必要があるとともに、銀行が融資または投資する一般事業会社において、銀行の固有業務が行われていないかを確認する必要がある。

### 解説

◆固有業務の排他性

銀行法10条1項は、銀行は、次に掲げる業務を営むことができるとしている。

- ① 預金または定期積金等の受入れ
- ② 資金の貸付または手形の割引
- ③ 為替取引

これらの業務は、銀行業を構成するため、原則として、銀行以外の者がこれを行うことはできないことから（銀行法2条2項・4条1項）、排他的固有業務ともいわれる。

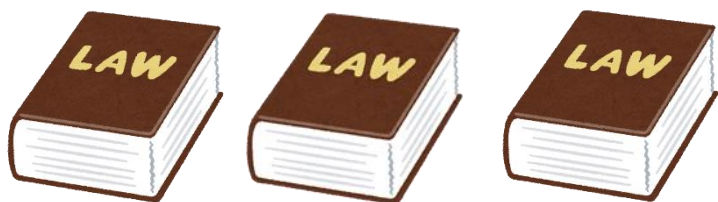
もっとも、預金業務をあわせ行うものでない貸付業務については、[【10002】](#)で述べたとおり、銀行業に該当しないことから、銀行でなくとも、貸金業者の登録を行えば、こ

参照ページのリンクをクリックすることで該当ページを素早く参照することが可能

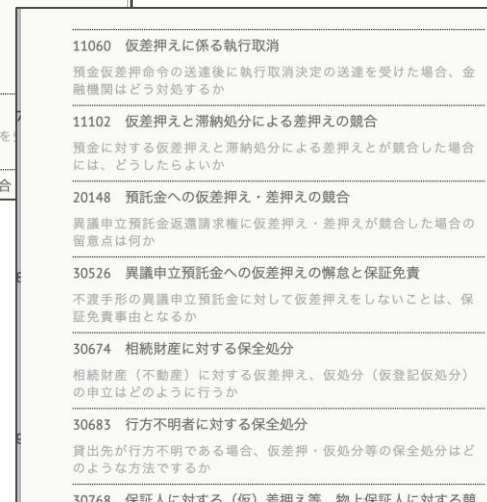
# 【社内ネットワーク版活用例①】

## 検索機能を活用して時間短縮と検討漏れを防止

例) さまざまな取引契約を持つ顧客に「仮差押え」が発生



書籍は5巻構成から6巻構成に  
巻構成を全面的にリニューアル!



### 【書籍の場合】

1冊ずつ、数百ページの中から探していかなければならないため時間がかかり、ヒューマンエラーによる見落としリスクも

### 【ネットワーク版利用の場合】

瞬時に6巻分の関連項目を抽出することが可能

## 【社内ネットワーク版活用例②】 他の部署の人と一緒に閲覧しながら相談

例) 来店中の顧客の振込手続で問題が発生

同時に同じ画面を見ながら相談が可能のため、急ぎの手続きに最適。該当ページコピーのFAXや打ち直してメール送付などしなくても





# 【社内ネットワーク版活用例③】 印刷やコピー&ペーストでメールや資料などに引用

10007 信託銀行の業務範囲規制

信託銀行の業務範囲について、どのような規制があるか

**結論**

信託銀行は、銀行が行える業務のほか、兼営法1条1項の信託業および併營業務を行うことができる。ただし、金融制度改革法施行前からの信託銀行以外の信託銀行は、不動産業務が制限される。信託銀行は、自らの業務が、上記の業務範囲内なのか、兼営の認可を受けるにあたり定めた信託業務の種類および方法の範囲内なのかを確認する必要がある。

**解説**

◆信託業務の兼営の認可

信託銀行とは、銀行法に基づく免許を受けた銀行のうち、兼営法1条1項に

コピー(C) Ctrl+C

Webで“併營業務とは、兼営法1条1項各号に定める業務をいい、具体的には、①...”を検索する(S)

サイドバーで Bing で “併營業務とは、兼営法1条1項各号に定める業務をいい、具体的には、①...”を検索(B) Ctrl+Shift+E

印刷(P) Ctrl+P

選択部分を背景で読み上げる(U) Ctrl+Shift+U

コレクションに追加 >

Web キャプチャ(W) Ctrl+Shift+S

開発者ツールで調査する(N) Ctrl+Shift+I

産に関する遺言の執行、⑤会計の検査、⑥財産の取得・処分または貸借に関する代理または媒介、および⑦財産の管理・整理・清算、債権の取立て、債務の履行の代理事務をいう。

コピー可能。メールなどで手続きフローの指示に引用したい際に便利

もちろん印刷も可能！